

令和 6 年度 柏市 共同生活援助 (障害者グループホーム) 整備・運営事業者の募集要領

柏市障害福祉サービス施設等改造等補助金を活用し、令和 6 年度中に重度障害者等の受け入れ可能な福祉施設の建設を行う社会福祉法人等（以下、「法人」という。）の募集受付を行います。

本要領は、当該補助金の審査にあたり、法人が整備する施設の提供サービスや業務内容など、基本的な事項について定めるものです。

1 基本的な設置・運営方針

今回の共同生活援助（障害者グループホーム）整備は、重度障害や強度行動障害等を受け入れ可能とする施設整備を指し、重度障害者等の地域生活を支援する基盤を整備するためのものであり、法人の計画に基づき、法人で用意する土地に設置し、法人の運営者の責任の下、施設の管理とともに、本募集要領の条件を前提にして、同施設を運営する。

2 定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 重度障害

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級又は 2 級に該当する障害を有する者

イ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所において重度以上の知的障害と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち精神保健及び精神障害者福祉

に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級であるもの

(2) 強度行動障害

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」(福祉型障害児入所施設の場合は強度行動障害判定基準表)を用いて判定した場合、その点数が24点中10点以上となる者。

3 応募要件

次の(1)から(4)を全て満たしていること。審査の結果、要件を満たしていない場合は応募は無効となる。またこの場合、本市は損害賠償等の責めを負わないものとする。

(1) 公募対象施設の概要

ア 所在地

施設の設置は柏市内に行うこと

イ 土地

事業用地は都市計画法に定める原則市街化区域とする。

ただし、立地基準等を満たし、障害福祉の観点から立地場所が適する場合、市街化調整区域に限りこの限りではない。

ウ 土地等の所有権

土地は自己所有または賃貸の別を問わない。

ただし、賃貸の場合は事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権等の権利を設定をすること。

エ 建物について

建物は「新築」であること。

オ 過去3年間に障害福祉施設の運営実績があること。

カ 確保の確実性

事業を実施するにあたり、土地及び建物を確実に確保できる見込みがあること。

キ 災害等への配慮

災害等に対する安全性が確保されている土地で及び建物であること。

施設を設置する土地は、原則柏市ハザードマップ外であることが望ましい。また、やむを得ず、前述の要件を満たせない場合は必要な安全対策を講じること。

(2) 実施する事業の概要

- ア 運営法人は法人格を有していること。
- イ 障害福祉サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が確実であること。
- ウ 共同生活援助を実施すること。
- エ 重度身体障害者（医療的ケアを含む）、強度行動障害者を利用対象者とする。
- オ 施設の定員は4名以上とする。
- カ 事業は原則として令和7年4月1日に事業を開始すること。ただし、国や本市の予算上の都合等により事業開始が遅延する場合や、何らかの理由でやむを得ない事態になった場合はこの限りではない。

(3) 施設設置に基づく関連法令等の遵守

設置施設は上記の事業を実現可能な設備等を備えるものとし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準、設備及び運営に関する基準、柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例（以下、「基準条例等」という。）を遵守すること。

(4) その他の要件

- ア 以下に記載する内容を全て満たしていること
 - (ア) 申請者が障害者総合支援法第36条第3項1号から13号までの各号に規定する者でないこと。
 - (イ) 福祉施設整備・運営等の指定手続において、その公正な手続を妨げ、または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合していないこと。
 - (ウ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、代表者、役員、

若しくはその使用人が，暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と，これに準じる者をいう。以下同じ。）ではないこと。また，暴力団，暴力団員，暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び暴力団等と密接な関係を有する者の統制下でないこと。

(エ) 納税義務がある場合は必要な申告などを行っていること，及びその場合において地方税，法人税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(オ) 所管庁の監査において，過去5年間に改善報告を要する行政指導を受けていないこと。またそれ以前に受けた指摘事項は改善していること。

(カ) 本市の委託する公認会計士の財務審査にて，改善不能な重要な問題が見つからないこと。

イ 応募の数

応募は1法人1施設とすること。

ウ 近隣住民への説明

本募集の整備運営事業者の選定後，事業計画等について，整備予定地の町内会又は自治会，近隣住民等に対し十分な説明を行うこと。

4 施設整備に係る補助金

本市は選定された事業者に対し，「柏市障害福祉サービス施設等改造等補助金」を交付することができる。

補助金の活用にあたっては，「柏市障害福祉サービス施設等改造等補助金交付要綱」を遵守すること。

(1) 補助対象施設

障害福祉施設（共同生活援助）の新設

(2) 補助対象者

当公募で選定され，施設を開設・運営する法人

(3) 補助額

建物を新築する場合に限り対象事業に要する工事費の2分の1以内の額を助成する。（1，000円未満の端数は切り捨

て。)ただし、補助は10,000,000円を上限とする。

(4) 補助対象経費

上記(1)補助対象施設の工事費又は工事請負費又は工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用)

なお、土地の取得及び維持管理に対する補助は行わない。

(5) その他

当該補助金につき、不慮の事故等により事業実施者と認定された日の属する年度を超えてその支給を受けようとする場合は、事故要因等に関する資料を提出すること。

5 特記事項

(1) 本募集要領に記載のない事項又は、事業所の業務内容及び処理等について疑義が生じた場合は、応募前に質問すること。

(2) 当該整備が開発行為に該当する場合は、当該開発行為に要する費用は法人の負担とする。

(3) 法人の責任において周辺地域の方々へ施設整備計画等について事前説明をすること。事前説明を実施した際は、実施方法や住民からの意見等を報告書にして提出すること。その際に頂いた意見は可能な限り施設整備、運営計画に反映するなど、誠意を持って対応すること。また、当該計画に係る調整紛争解決については、法人の責任において対応すること。

6 応募スケジュール

	期間及び期日	内容
1	令和6年4月26日(金)	公募要領を配布開始(市HPにて公開)
2	5月20日(月)	質問書の提出期限
3	5月30日(木)	質問書に対する回答(市HPにて公開)
4	6月5日(水)	応募申込書等の提出期限
5	6月21日(金)	事業計画書等の提出期限

6	7月3日（水）から5日（金）のいずれか	事業者選定委員会（プレゼンテーション審査）
7	7月中旬	選定結果の通知
8	令和7年4月1日（火）	開所

7 応募の方法

(1) 応募に係る事前質問

様式「応募に係る質問事項」に質問を簡潔に記入の上、令和6年5月20日（月）午後5時までに下記のメールアドレスに提出すること。窓口への来庁や電話等でのメール以外での質問は受付しません。

Eメール：info-shgf@city.kashiwa.chiba.jp

メールの件名に「柏市共同生活援助（障害者グループホーム）整備・運営事業者の募集に係る質問事項」と入力すること。質問に対する回答は、令和6年5月30日（木）までに柏市ホームページで回答を掲載する。

(2) 応募申込書の提出

応募申込書（様式第1号）と添付書類（別紙1を参照）を令和6年6月5日（水）午後5時までに障害福祉課窓口（柏市教育福祉会館（ラコルタ柏）1階「障害者就労支援室」）に直接提出すること。なお、提出の際は電話で事前予約すること。また、書類の内容について、確認等を行うため、説明できる者が来所すること。

なお、提出された書類は柏市が事前協議するために使用するものとする。柏市は、事前協議の結果、応募対象要件を満たさない又は本件整備が不相当と判断した場合は、その時点で失格とし、応募者に通知するものとする。

(3) 事業計画書の提出

提出する書類は「事業計画書一覧」（別紙1を参照）のとおりとし、令和6年6月21日（金）午後5時までに障害福祉課窓口（柏市教育福祉会館（ラコルタ柏）「1階障害者就労支援室」）に直接提出すること。なお、提出の際は電話で事前予約すること。また、事業計画書の内容について、確認

等を行うため，説明できる者が来所すること。

ア 提出部数

8部（正本1部，副本7部）

イ 調製方法

- (ア) 文字の大きさは概ね12ポイントとすること。
- (イ) 可能な限り，両面コピーとすること。
- (ウ) 「事業計画書一覧」（別紙1）の順番に並べ，証明書類等の既定サイズがあるものを除き，原則A4サイズで作成すること。（図面等やむを得ないものはA3サイズでも可）
- (エ) 全体に目次を付け，提出書類ごとに仕切り紙を挟み，その仕切り紙にインデックスをつけること。なお，インデックスには，「事業計画書一覧」（別紙1）の番号を記すこと。
- (オ) 提出書類は左側に2穴をあけ，A4ファイルに綴じること。
- (カ) ファイルには法人名が分かるように，表紙と背表紙をつけること。

ウ 注意事項

- (ア) 申請者は選定委員会の構成員，その他関係者に対し，本件について接触してはならない。接触の事実が認められた場合には，失格とする。
- (イ) 申請書類は，理由のいかんにかかわらず返却しない。
- (ウ) 一度提出された申請書類は変更できない。
- (エ) 本市が必要と認める場合は，適宜，追加書類の提出を求め，又はヒアリングを実施する場合がある。
- (オ) 応募に際して不正行為を行った場合，又は申請書類に虚偽の記載があった場合は，失格とする。
- (カ) 応募受付後に辞退する場合は，辞退届を提出すること。
- (キ) 申請に係る費用は，申請者の負担とする。
- (ク) 柏市情報公開条例に基づき，申請書類等の情報開示請求が提出された場合は，同条例で定める不開示情報を除

き，開示対象の文書として請求者に開示される。

その他，本市は必要に応じて，申請書類の全部又は一部を公表できるものとする。

(ケ) 申請書類等の著作権は作成団体に帰属する。

ただし，本市は必要に応じて，申請書類の全部又は一部を使用又は複写できるものとする。

8 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

ア 本市は選定委員会を開催し，提出された事業計画書及びプレゼンテーション審査に基づき審査する。

イ 申し込みを行った法人におけるプレゼンテーション審査の出席者は，法人代表者（またはこれに準じる者）1名及び管理者予定者1名を含めた3名までとする。

ただし，代表者及び管理者予定者が出席できない場合は，代理者を出席させることとする。この場合，本市に対して事前に報告し相談を経ること。

ウ 審査に際して，財務分析の結果を加味し，改善不能な重要な問題があった場合，参加資格を満たさないこととなり，失格となる。

(2) 審査の評価基準

「評価基準」（別紙2）のとおりとする。

(3) 事業者の決定

ア 選定委員全員の合計評価点（満点）に対し，60%以上の評価点を取得した事業者のうち，第1位の評価点を取得した1者を整備運営事業者として柏市長が決定する。

イ 上記アで選定された事業者が選定結果が通知されるまでの間に辞退した場合は，60%以上の評価点を取得した事業者のうち，高得点事業者から順次繰り上げる。

ウ 上記ア，イのいずれにも該当する事業者がない場合は，決定者なしとする。

エ 応募が1者のみであった場合においても、プレゼンテーションを実施し、選定委員全員の合計評価点（満点）に対し、60%以上の評価を取得した事業者を選定する。

(4) 結果通知

事業者の選定結果は文書でお知らせする。併せて、柏市ホームページにて公表する。

(5) 辞退について

事業者の選定後、応募要件や事業計画の内容等を満たないと本市が判断した場合、辞退届の提出を求める場合がある。

この場合、明確な反証がなければ拒否することはできない。

また、選定された事業者が辞退届を提出した場合、本市は辞退届の受理後に総点数の60%以上の評価点を取得した事業者のうち高得点の事業者から順に繰り上げて選定する場合がある。この場合、再度選定を行った者に対して諮るものとする。

9 禁止事項・欠格事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

ア 応募要件を満たしていない場合

イ 選定委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、また接触したことが明らかとなった場合

ウ 虚偽または不正等による申請が明らかとなった場合

エ 本市が必要に応じて求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合

(2) 次のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての選定を取り消すこととする。

ア 施設建築に係る関係法令等に抵触するなど、明らかに整備が不可能であると本市が判断した場合

イ 計画地、定員、応募資格の要件に適合しない変更等を本市の承諾なく行った場合

10 問い合わせ先及び提出先

〒277-0005

柏市柏五丁目8番12号（柏市教育福祉会館内）

柏市福祉部障害福祉課施設管理・就労支援班

（担当：山田，阿部）

電話番号：04-7170-1752

Eメール：info-shgf@city.kashiwa.chiba.jp